デジタル庁令・省令

○デジタル庁令第二号
総務省令第二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）第十号の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務） **第九条**　令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　児童福祉法第六条の三第二十二項の規定による妊婦等包括相談支援事業の実施、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第九条から第十三条まで、第十五条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条若しくは第二十一条の四第一項の規定による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置又は子ども・子育て支援法第十条の二の規定による妊婦のための支援給付の支給に関する事務 ［三　略］	（令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務） **第九条**　令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第九条から第十三条まで、第十五条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条又は第二十一条の四第一項の規定による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務 ［三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第二十八号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十六条の規定に基づき、離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。